

住宅借入金等特別控除についてのご案内

1. 住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには

住宅借入金等特別控除の適用を受けるための手続きは、控除を受ける最初の年分と2年目以後の年分で異なります。

給与所得者が控除を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に、必要な書類を添付して、納税地（原則として住所地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

2年目以後の年分は、年末調整でこの控除を受けることができます。この場合、税務署から送付される「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」と「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」をお勤め先に提出する必要があります。

2. 最初の年分に税務署へ提出する書類（一例ですので詳しくは税務署にご確認下さい。）

直近の源泉徴収票（お勤め先）

土地・建物の全部事項証明書の原本（法務局） ※土地・建物を購入した場合

売買契約書・工事請負契約書の写し（印紙を貼付しているもの）

住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の原本（JA）

マイナンバーが記載されている本人確認書類

補助金・給付金の額を証する書類（すまい給付金等）

耐震基準適合証明書等または住宅性能評価書の写し（一定の耐震基準を満たす中古住宅のみ）

認定通知書の写しまたは性能証明書等（認定長期優良住宅・低炭素住宅・省エネ住宅のみ）

平成28年分の確定申告より住民票は不要であるが、居住開始年月日が必要

※ 控除の適用要件等、その他詳細は、税務署または国税庁ホームページにてご確認下さい。

松山税務署 089-941-9121

大洲税務署 0893-24-3115

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>